

## 第1章 計画の方針

### 第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、光市防災会議が作成する計画であって、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して光市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、光市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年光市防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、市は、防災関係機関と相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| (1) 災 対 法                           | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）                     |
| (2) 救 助 法                           | 災害救助法（昭和22年法律第118号）                       |
| (3) 激 甚 法                           | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）  |
| (4) 市                               | 光市  |
| (5) 県                               | 山口県                                       |
| (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関                |
| (7) 市防災計画                           | 光市地域防災計画                                  |
| (8) 県防災計画                           | 山口県地域防災計画                                 |
| (9) 防災業務計画                          | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画 |

### 第3節 計画の前提となる災害

#### 1 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、高潮、豪雪、その他異常な自然現象（地震、津波を除く。）

#### 2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

### 第4節 防災に関する組織及び実施責任

#### 1 光市防災会議

光市防災会議は、市長を会長として光市防災会議条例（平成16年条例第16号）に規定する者を委員として組織されるもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 光市長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ 山口県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

ウ 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 光地区消防組合消防本部の長及び光市消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク 自主防災組織の代表者及び学識経験者のうちから市長が任命する者

(3) 専門委員

専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は指名する。

#### 2 実施責任

(1) 市（災対法第5条）

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県（災対法第4条）

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関 (災対法第3条)

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定地方行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (災対法第6条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び住民・事業所 (災対法第7条)

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

<p>資料編 [防災機関・団体] ○防災関係機関連絡先一覧 ○光市防災会議委員名簿 [条例等] ○光市防災会議条例</p>
---

## 第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び住民・事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

### 第1項 光 市

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
光 市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 光市防災会議に関すること。</li> <li>2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。</li> <li>3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。</li> <li>4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。</li> <li>5 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。</li> <li>6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。</li> <li>7 住民への気象情報、災害情報、避難に関する情報の伝達に関すること。</li> <li>8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。</li> <li>9 消防、水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>10 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。</li> <li>11 被災者の救助及び救護措置に関すること。</li> <li>12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。</li> <li>13 施設設備の応急復旧に関すること。</li> <li>14 緊急輸送の確保に関すること。</li> </ol>

	<p>15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する事。</p> <p>16 地域内の住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関する事。</p> <p>17 その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事。</p> <p>18 災害広報に関する事。</p> <p>19 ボランティアの活動支援に関する事。</p> <p>20 義援金品の受入れ・配分に関する事。</p>
--	--

第2項 山口県出先機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
周 南 県 民 局	周南災害対策地方本部の設置・運営に関する事。
周南健康福祉センター	災害時における医療、防疫等保健衛生対策に関する事。
周南農林水産事務所	<p>1 災害時における農作物の被害防止対策に関する事。</p> <p>2 農地及び農業用施設の防災に関する事。</p> <p>3 災害時における林業施設の防災に関する事。</p>
周南土木建築事務所	<p>1 水防及び公共土木施設の防災に関する事。</p> <p>2 洪水警報又は水防警報の発表及び伝達に関する事。</p> <p>3 特別警戒水位等の発表に関する事。</p>
周南港湾管理事務所	<p>1 港湾施設、海岸保全施設の整備に関する事。</p> <p>2 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策に関する事。</p> <p>3 高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画に関する事。</p>

第3項 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
山 口 森 林 管 理 事 務 所	<p>1 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設、保安施設等の整備及び管理に関する事。</p> <p>2 国有林における予防治山施設による災害予防に関する事。</p> <p>3 国有林における荒廃地の復旧に関する事。</p> <p>4 災害対策用復旧用資材の供給に関する事。</p> <p>5 森林火災防止対策に関する事。</p>
山 口 河 川 国 道 事 務 所	<p>1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事。</p> <p>2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関する事。</p> <p>3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関する事。</p> <p>4 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事。</p> <p>5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事。</p> <p>6 災害時における交通確保に関する事。</p> <p>7 海洋汚染の防除に関する事。</p> <p>8 緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関する事。</p>

徳山海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。</li> <li>2 航路標識の施設の保全に関すること。</li> <li>3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。</li> <li>4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。</li> <li>5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。(台風、津波等船舶災害防止対策検討委員会会則による)</li> <li>6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。</li> <li>7 災害応急対策の実施に必要な物資の収容、保管等に関すること。</li> </ol>
下関地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ol>

第4項 警 察

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
光 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出救護に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> <li>9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。</li> </ol>

第5項 自 衛 隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備に関すること。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 防災に関する教育訓練の実施</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施に関すること。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施</li> <li>(2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与</li> </ol> </li> </ol>

第6項 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 (光郵便局、岩田郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。</li> <li>2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。</li> <li>3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。</li> <li>4 利用者の避難誘導に関すること。</li> </ol>
日本赤十字社山口県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。</li> <li>2 輸血用血液の確保、供給に関すること。</li> <li>3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。</li> <li>4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。</li> <li>5 義援金の受入れ・配分に関すること。</li> </ol>
日本放送協会山口放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。</li> <li>2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。</li> <li>3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。</li> <li>4 社会事業団等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</li> </ol>
西日本電信電話株式会社 山口支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
株式会社N T T ドコモ 中国支社山口支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
K D D I 株式会社 (中国総支社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
ソフトバンク株式会社 (中国ネットワーク 技術部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
日本通運株式会社周南支 店	<p>災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。</p>
中国電力ネットワーク株 式会社周南ネットワーク センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。</li> <li>2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>

西日本旅客鉄道株式会社 光駅、島田駅、岩田駅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 列車の運転規制に関する事。</li> <li>2 旅客の避難、救護に関する事。</li> <li>3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関する事。</li> <li>4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事。</li> <li>5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事。</li> </ol>
---------------------------	--

第7項 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
山口合同ガス株式会社徳山支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス設備の防災対策の実施及び管理に関する事。</li> <li>2 災害時におけるガスの供給確保に関する事。</li> <li>3 被災設備の応急対策及び復旧に関する事。</li> </ol>
防長交通株式会社周南営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の安全確保に関する事。</li> <li>2 避難者、救助物資の輸送の協力に関する事。</li> <li>3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関する事。</li> </ol>

第8項 管内の公共的団体

機 関 名	所 掌 事 項
周南農業協同組合 南すおう農業協同組合	被災者への融資のあっせん、資金の導入並びに生産資材生活用物資の確保、協力に関する事。
山口県漁業協同組合光支店	被災者への融資のあっせん、資金の導入、海難の際の救助の協力に関する事。
中国ジェイアールバス株式会社 西日本バスネットサービス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の安全確保に関する事。</li> <li>2 救助物資、避難者の輸送の協力に関する事。</li> </ol>
光商工会議所 大和商工会	生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
大和町建設業協同組合	災害応急工事实施の際の機械、作業員等の調達協力に関する事。
光市管工事協同組合	災害応急工事实施の際の機械、作業員等の調達協力に関する事。
光市社会福祉協議会	市が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関する事。
光市医師会 光市歯科医師会 光市薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救急医療及び助産活動に関する事。</li> <li>2 負傷者の収容並びに看護に関する事。</li> </ol>

第9項 住民・事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
住 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。</li> <li>2 市及び県が行う防災事業に協力するよう努めること。</li> </ol>

<p>防災上重要な施設の管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院、ショッピングセンター、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。</li> <li>(2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策の実施に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。</li> <li>(2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。</li> </ol> </li> <li>3 社会福祉施設、学校等の管理者             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること。</li> <li>(2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。</li> </ol> </li> </ol>
<p>その他の企業</p>	<p>市及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため、概ね次の事項を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施</li> <li>2 従業員に対する防災教育訓練の実施</li> <li>3 防災組織体制の整備</li> <li>4 施設の防災対策及び応急対策の実施</li> <li>5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄</li> </ol>



## 第2章 防災面から見た光市の概況

### 第1節 自然的条件

#### 第1項 地 勢

本市は、山口県の東南部、周南工業地帯の東部に位置し、市の東側に田布施町、北側に周南市、西側では下松市に隣接し、東西方向は約16km、南北方向は約15km、総面積は約92km<sup>2</sup>である。

市域の北西部には島田川、北東部には田布施川が流れており、両河川を中心にまとまった平地が広がっている。両河川の上流部には良好な田園地域が広がるとともに、島田川下流部のデルタ地帯を中心とした瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成されている。

#### 第2項 位 置

光市役所の立地する場所は、次のとおりである。

東経 131度56分32秒          北緯 33度57分42秒

### 第2節 社会的条件

#### 第1項 人 口

平成27年における本市の総人口は51,369人で、昭和60年以降、減少傾向が続いている。年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和60年以降、減少傾向が続いており、生産年齢人口（15～64歳）においても平成2年をピークに減少傾向が続いている。その一方で、老年人口は増加傾向が続き、平成27年における高齢化率は33.7%となっている。

一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯当たり人員が昭和60年の3.30人から平成27年には2.45人と、核家族化が進んでいる。

女性の社会参加、また核家族化と高齢化が進むなど、家族の介護力の低下が懸念される。また、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、在宅の要配慮者対策を推進する必要がある。資料：「国勢調査」（平成12年以前は、旧光市、旧大和町の合計値）。

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		56,410	55,408	54,680	53,971	53,004	51,369
年 齢 別 人 口	年少人口 (構成比)	10,011 (17.7%)	8,477 (15.3%)	7,854 (14.4%)	7,717 (14.3%)	7,188 (13.6%)	6,370 (12.4%)
	生産年齢人口 (構成比)	38,287 (67.9%)	37,495 (67.7%)	35,962 (65.8%)	33,838 (62.7%)	30,682 (57.9%)	27,617 (53.9%)
	老年人口 (構成比)	8,106 (14.4%)	9,436 (17.0%)	10,864 (19.9%)	12,416 (23.0%)	15,080 (28.5%)	17,289 (33.7%)
	不詳	-	-	-	-	54	93
総世帯数		18,154	19,130	19,992	20,519	20,913	20,953
世帯当たり人員		3.11	2.90	2.74	2.63	2.53	2.45

## 第2項 交 通

### 1 公共交通

鉄道は、JR西日本の山陽本線が市の中央を走り、柳井市と下松市をつないでおり、市内には光、島田及び岩田の3駅がある。

また、市民の重要な交通機関であるバスは、市営バスのほか、防長バス、中国JRバス、ひかりぐるりんバスが運行されており、市内各地区や近隣市町を結んでいる。

### 2 道路交通

本市における道路網は、市域を東西に走る国道188号が主要幹線道路として、これに放射状に主要地方道徳山光線をはじめとする県道が幹線道路として接続し、近隣市町と有機的連携を保ちながら、都市の骨格を形成している。また、これを補完する形で市道が接続し、市内の道路網を形成している。

### 道 路 の 現 況

令和3年4月1日現在

区 分	路線数	総延長 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	
国 道	1	15,995	15,995	100.0	
県 道	主要県道	5	41,861	41,861	100.0
	一般県道	10	27,271	27,271	100.0
	計	15	69,132	69,132	100.0
市 道	一 級	31	52,280	52,280	100.0
	二 級	56	50,831	50,571	99.5
	その他	1,016	244,295	241,647	98.9
	計	1,103	347,406	344,498	99.2
合 計	1,119	432,533	429,625	99.3	

※山口県の道路現況による

## 第3項 産 業

本市は、周南地域の一角に位置し、日本製鉄(株)関連企業と武田薬品工業(株)を中心とした第2次産業が盛んであり、生産額(平成30年度)は3,081億円で、本市の総生産額の75.2%を占めている。産業別就業人口割合(平成27年度)は第1次産業が2.9%、第2次産業が31.7%、第3次産業が63.2%となっており、県平均と比べると、第2次産業の就業者比率が高いのが特徴的である。

また、「周防工業団地」、「大和工業団地」、「ひかりソフトパーク」の3つの工業団地を有している。

## 第3節 光市の気象と自然災害

### 第1項 気 候

気候は、いわゆる瀬戸内海式気候に属し、概ね温暖であり、降水量は季節的には夏季に多いが、全国でも少ない地域に属している。

### 第2項 台 風

勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや長崎県に上陸した後北東に進んだ場合に、山口県に大きな災害が発生し、本市においても被害が発生している。

近年においては、平成3年の台風第19号では光井地区の海岸防波堤が倒壊し、同地区が浸水、市内全域が停電、平成11年の台風第18号では光井地区の一部で堤防越波による浸水、市内各所で停電、電話不通、平成16年には台風第16号、第18号が続げざまに来襲し、台風第16号では大雨による被害、また台風第18号では暴風による屋根・看板等の被害、栽培漁業センターの陸上水槽の飛散、市内各所で停電、電話不通、また平成17年の台風第14号では島田川上流部の周東町では総雨量420ミリを超える集中豪雨により島田川流域の周防地区を主として冠水、床下・床上浸水等の被害が発生した。

台風が本市の西側を通過したとき、また満潮時に通過するときに、高潮高波等による被害を始めとした大きな災害が発生する可能性が高く、また大雨による島田川を始とした河川の越水のおそれが高い状況にある。

### 第3項 大 雨

大雨による災害は、集中豪雨で起きることが多い。同じ場所で積乱雲の発生が繰り返される場合や同じ場所に積乱雲が次々に移動することにより、長時間同じ場所で強い雨が続き、集中豪雨となる。集中豪雨は梅雨前線付近や低気圧、台風、太平洋高気圧の周辺部などで発生しやすく、特に梅雨前線が停滞したり、梅雨前線上を低気圧が通過する場合などに発生しやすい。

平成30年7月豪雨では、時間雨量最大43mm、降り始めからの総雨量456mmを観測し、最大時には532名が避難所に避難するなど、かつて経験したことのない豪雨に見舞われた。島田川流域となる上島田地区、三井地区、周防地区を始めとした浸水被害に加え、山腹の崩落や土砂の流入など甚大な被害をもたらした。

### 第4項 火 災

本市における火災は、分散的に発生している。市内には火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命に危険が予想される区域があるので、風の強い時期や空気の乾燥した時期は、特に注意が必要である。

## 第4節 高潮被害

本県で起こりうる大規模災害として、広域的に多数の市町で被害が発生し、大量の人的・物的被害をもたらす災害類型は、大別すれば、地震及びそれに伴う津波災害と、周防高潮と呼ばれる本県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害の2つであると考えられる。

こうしたことから、本県において起こり得る大規模・広域災害として、高潮など5つの災害類型について、大規模災害対策検討委員会において、想定される災害の規模や被害の状況を示すとともに、想定する上での留意点及び継続的に検討すべき点について、検討結果をとりまとめた。

### 第1項 山口県のハザードマップにおける想定潮位

本県の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすい。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。

現在想定では、高潮被害の発生頻度の高い瀬戸内海沿岸において、本県を通過した既往最大規模の台風（枕崎台風等）が、最悪のコースを通過した場合を想定し、高潮の潮位を定めている。

◇想定台風
* 昭和20年台風第16号（枕崎台風）（969.8hPa）
<人的被害>
死者427人、行方不明者274人、負傷者283人
<住家被害>
全壊1,831棟、半壊2,760棟
床上浸水12,679棟、床下浸水18,442棟
* 平成3年台風第19号（りんご台風）（947.0hPa）
<人的被害>
死者6人、負傷者239人
<住家被害>
全壊35棟、半壊650棟
床上浸水520棟、床下浸水2,835棟
◇台風進路
* 両台風が実際の経路を通過した場合と両台風の経路を入れ替えた場合をベースに、経路を少しずつずらして計算を行い、対象地点で最大の潮位偏差となる経路を想定
◇高潮の想定潮位
* 対象地点で最高となる潮位を基に浸水予測区域を設定

### 第2項 想定される災害の姿等

#### 1 高潮潮位

##### (1) 堤防の整備

県が管理する護岸や堤防は、山口県高潮対策検討委員会の提言（H12.7）を受けた潮位により整備を進めており、現時点での堤防等の整備率は約6割である。従って、今後も県内沿岸部各地で高潮被害発生の可能性は十分考えておく必要がある。

## (2) 想定台風

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、枕崎台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の来襲も将来的には考えておく必要がある。

## (3) 内水はん濫への対応

豪雨と高潮の同時発生、またこれによる内水はん濫という最悪のシナリオも考えておく必要がある。

水門の閉鎖により増水し、排水不良等による内水はん濫が発生するケースが多いことから、水門の開閉等のタイミングに配慮が必要である。

## (4) 防波堤の老朽化

他県では堤防等が高潮で倒壊して死者が出た事例もあり、本県でも堤防等の老朽化が進んでいる可能性があるので高さだけでは安心できない。

## 2 ハザードマップ

本県の高潮ハザードマップは、過去大きな被害を生じた平成11年台風第18号の潮位を上回る非常に高い潮位を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。

